

お亡くなりになられた方（被相続人様）の ご預金等のお取扱いについて

ご預金等は被相続人様がお亡くなりになられたと同時に相続人様全員の「共有財産」となります。そのため、ご預金の名義人が亡くなられた旨のご連絡をいただいた場合、その名義人の口座等は、相続手続き完了まで以下のようにお取扱いさせていただきます。

お取引内容	お取扱方法
お引出し	・お取扱できません。
お預入れ	・お取扱できません。
公共料金等の 口座振替契約	・引落（お支払い）できなくなります。 ・従来口座振替で支払っておられた諸代金については、お引落口座の 変更手続き等を行ってください。
振込入金	・原則、入金されません。 ・家賃などの継続的な振込入金がある場合は、入金指定口座をご変更 いただくようお願ひいたします。
総合口座取引	・総合口座のお取引で貸越金が発生している場合は、原則として貸越 金相当額の担保定期預金を払戻し、貸越金と金利に充当いたします。
貸金庫の開扉	・お取扱いできません。 ・手続き終了まで貸金庫使用料がかかります。 ・開扉、収納物の確認等は、相続関係者様全員による手続きが必要とな ります。
投資信託	・解約は元本割れをする場合もありますのでご注意ください。 ・名義変更は承継される相続人様本人のお手続き（来店）が必要です。
出資金	・名義変更（譲受）は、 <u>被相続人様のお亡くなりから6ヶ月以内</u> に承継 される相続人様本人のお手続き（来店）が必要となります。また名義 変更には、一定の条件がございますので、ご希望される場合は、窓口 に早めにご相談ください。
融資取引	・被相続人様とご融資取引がある場合は、別途、お手続きが必要と なりますので、窓口に早めにご相談ください。